

○「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）

改正後	改正前
<p>標記については、別添のとおり平成16年3月1日付けで「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。</p>	<p>標記については、別添のとおり平成16年3月1日付けで「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二-二（4））</p> <p>監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、<u>出産、育児、介護</u>、退職等の場合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。</p> <p>おって、工事請負代金額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な</p>	<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二-二（4））</p> <p>監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、退職等の場合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。</p> <p>おって、工事請負代金額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な</p>

改正後	改正前
<p>変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート、<u>エレベーター、発電機・配電盤等の電機品</u>等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>2 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二―四）</p> <p>監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが<u>必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険証の交付年月日等により確認できること</u>が必要であるとされていること（マニュアル二―四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。</p> <p><u>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこと。</u></p>	<p>変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ <u>ダム、トンネル等の大規模な工事</u>で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>2 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二―四）</p> <p>監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていること（マニュアル二―四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 入札参加希望者等に対する確認手続</p> <p>監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証等の写しを添付するよう求めること。</p> <p>(2) 在籍出向の要件に係る確認手続</p> <p>入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後に確認すること。</p> <p><u>① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」</u>（平</p>	<p>(1) 入札参加希望者等に対する確認手続</p> <p>監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証等の写しを添付するよう求めること。</p> <p>(2) 在籍出向の要件に係る確認手続</p> <p>入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後に確認すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>成13年5月30日付け国総建第155号) について</u></p> <p><u>イ 監理技術者資格者証等により、出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</u></p> <p><u>ロ 出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報を提出するよう求め、出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認する。</u></p> <p><u>ハ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認する。</u></p> <p>② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）記2. について</p> <p>1) 開札前における確認手続</p> <p>イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</p> <p>ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書（以下「通知書」という。）の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「(2)①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。</p>	<p>① 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）記2. について</p> <p>1) 開札前における確認手続</p> <p>イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</p> <p>ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書（以下「通知書」という。）の写しの提出を求め、出向元の組合員が、通知書中の「(2)①集団を構成する組合員」であることを確認する。</p>

改正後	改正前
<p>2) 契約締結後における確認手続</p> <p>監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、<u>通知書に記載された「(2) 組合員」</u>（「② 集団に含まれない組合員」を含む。）が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「<u>(2) 組合員</u>」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</p> <p>③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）2. について</p> <p>1) 開札前における確認手続</p> <p>イ 健康保険被保険者証等により、<u>出向社員と</u>出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</p> <p>ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。</p> <p>ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書（以下「確認書」という。）の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、<u>確認書に記載された「(1) ①親会社」と「(1) ②連結子会社」に該当する</u>ことを確認する。</p> <p>2) 契約締結後における確認手続</p> <p>監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社</p>	<p>2) 契約締結後における確認手続</p> <p>監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に<u>組合員（通知書中の「(2) ②</u>集団に含まれない組合員」を含む。）が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に組合員が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</p> <p>② 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）2. について</p> <p>1) 開札前における確認手続</p> <p>イ 健康保険被保険者証等により、出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</p> <p>ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。</p> <p>ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書（以下「確認書」という。）の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、<u>確認書中の「(1) ①親会社」と「(1) ②連結子会社」の関係にある</u>ことを確認する。</p> <p>2) 契約締結後における確認手続</p> <p>監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社</p>

改正後	改正前
<p>員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、<u>確認書に記載された「(1) 企業集団を構成する会社」又は「(2) 非連結子会社」</u>が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「(1) 企業集団を構成する会社」又は「(2) 非連結子会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</p> <p><u>④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)</u></p> <p><u>1) 開札前における確認手続</u></p> <p><u>イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</u></p> <p><u>ロ 「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」(平成20年3月10日付け国総建第319号)別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」(以下「数値認定書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認する。</u></p> <p><u>2) 契約締結後における確認手続</u></p> <p><u>監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「1. 企業集団に属する会社」が</u></p>	<p>員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に<u>当該企業集団を構成する会社(確認書中の「(2) 非連結子会社」を含む。)</u>が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に当該企業集団又は非連結子会社を構成する会社が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="311 285 1099 365"><u>含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</u></p> <p data-bbox="241 432 548 459">(3) 入札参加等の取扱い</p> <p data-bbox="255 480 1099 699">(1) の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2) <u>①、②1)、③1) 若しくは④1)</u> の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。</p> <p data-bbox="255 719 1099 938">また、(2) <u>②2)、③2) 又は④2)</u> の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。</p> <p data-bbox="255 959 1099 1134">なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。</p> <p data-bbox="241 1203 683 1230">(4) 入札説明書等における周知措置</p> <p data-bbox="255 1251 1099 1378">一般競争入札にあっては入札説明書、工事希望型競争入札にあっては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p data-bbox="1167 432 1473 459">(3) 入札参加等の取扱い</p> <p data-bbox="1180 480 2024 699">(1) の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2) <u>①1) 及び②1)</u> の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。</p> <p data-bbox="1180 719 2024 938">また、(2) <u>①2) 及び②2)</u> の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。</p> <p data-bbox="1180 959 2024 1134">なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。</p> <p data-bbox="1167 1203 1608 1230">(4) 入札説明書等における周知措置</p> <p data-bbox="1180 1251 2024 1378">一般競争入札にあっては入札説明書、工事希望型競争入札にあっては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。</p>

改正後	改正前
<p>① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。</p> <p>② <u>次に掲げる通達</u>において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。</p> <p><u>1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」</u></p> <p><u>2)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」</u></p> <p><u>3)「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」</u></p> <p><u>4)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」</u></p> <p>(5) その他  契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があつた場合において、監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど(1)の「直接</p>	<p>① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。</p> <p>② <u>「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」又は「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」</u>において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。</p> <p>(5) その他  契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があつた場合において、監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど(1)の「直接</p>



改正後	改正前
<p>的かつ恒常的な雇用関係」及び（２）の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１１条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１１条に関する手続について」（平成１３年７月３０日付け国地契第２６号、国官技第１２６号、国営計第７６号）に基づき適切に処理すること。</p> <p>3 監理技術者等<u>の工事現場における専任</u>について（マニュアル三）  <u>監理技術者等は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が３５００万円（建築一式工事にあつては７０００万円）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。なお、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成２７年１２月２５日国地契第４４号、国官技第２５７号、国営管第３５６号、国営計第７６号、国北予第２６号）記２（１）に規定する余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。</u>  <u>ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。</u></p> <p><u>（１）元の工事が次に掲げる期間にあつて、他の工事が監理技術者等の専任を要しない工事である場合</u></p> <p>① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材</p>	<p>的かつ恒常的な雇用関係」及び（２）の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１１条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１１条に関する手続について」（平成１３年７月３０日付け国地契第２６号、国官技第１２６号、国営計第７６号）に基づき適切に処理すること。</p> <p>3 監理技術者等<u>を工事現場に専任で設置すべき期間</u>について（マニュアル三（２））</p> <p><u>監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については、設計図書、打合せ記録等の書面で明確にした場合に限って、工事現場での専任は要しないこと。</u></p> <p>① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材</p>

改正後	改正前
<p>の搬入、仮設工事等が開始されるまで) の期間</p> <p>② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、<u>発電機・配電盤</u>等の工場製作を含む工事<u>全般について</u>、工場製作のみが行われている期間</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間</p> <p><u>元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者等の専任は要せず、監理技術者等の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、いずれの期間についても、発注者と建設業者の間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となることが必要であること。</u></p> <p><u>(2) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合</u></p> <p>① <u>工場製作の過程を含む工事</u></p> <p><u>工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができること。</u></p> <p>② <u>発注者等が同一の工事</u></p> <p><u>元請の監理技術者等については、(1)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者等</u></p>	<p>の搬入、仮設工事等が開始されるまで) の期間</p> <p>② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事<u>であって</u>、工場製作のみが行われている期間</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間</p>

改正後	改正前
<p><u>として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。</u></p> <p><u>下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。</u></p> <p>③ <u>密接な関連のある工事</u></p> <p><u>密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されないこと。</u></p> <p>1) <u>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。</u></p> <p><u>2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工数の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。</u></p> <p><u>3) 1) 及び2) の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。</u></p> <p><u>④ 工作物等に一体性が認められる工事</u></p> <p><u>同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。</u></p>	

○「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）（抄）

改正後	改正前
<p>第10条関係</p> <p>第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。</p> <p>一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。</p> <p>二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。</p> <p>三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、<u>発電機・配電盤等の電気品</u>等の工場製作を含む工事<u>全般について</u>、工場製作のみが行われている期間。</p> <p>四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。</p>	<p>第10条関係</p> <p>第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。</p> <p>一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。</p> <p>二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。</p> <p>三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事<u>であって</u>、工場製作のみが行われている期間。</p> <p>四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。</p>